

# 業務用蓄熱空調補完契約

( 選 択 約 款 )

令和元年 10 月 1 日実施

沖 縄 電 力 株 式 会 社



# 目 次

I 本 則	
1 目 的	1
2 選択約款の変更	1
3 適 用 条 件	1
4 時 間 帯 区 分	2
5 料 金	2
6 計 量	3
7 そ の 他	3
附 則	4



# I 本 則

## 1 目 的

この選択約款は、蓄熱式空調機器の補完的役割を果たす蓄熱式空調機器以外の電気空調機器（以下「非蓄熱式電気空調機器」といいます。）を蓄熱式空調機器とあわせて使用することによって、負荷移行を促進する等、電力設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営に資することを目的といたします。

## 2 選択約款の変更

- (1) 当社は、契約期間満了前であっても、この選択約款を変更することがあります。この場合、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この選択約款を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、(1)または(2)により選択約款を変更する場合は、変更内容のみをお客さまにお知らせいたします。

## 3 適 用 条 件

特定小売供給約款（令和元年8月29日届出。以下「供給約款」といいます。なお、当社が供給約款を変更した場合には、変更後の約款によります。）の業務用電力または選択約款の業務用電力Ⅱ型、業務用季節別時間帯別電力もしくは業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受け、次のいずれにも該当し、かつ、この選択約款実施の際現に選択約款の業務用蓄熱空調補完契約（平成29年4月1日実施。）の適用を受けているお客さまで、当社との協議がととのった場合に適用いたします。

- (1) 選択約款の業務用蓄熱調整契約の適用を受けること。
- (2) 蓄熱式空調機器および非蓄熱式電気空調機器を併用する電気空調システ

ム（以下「電気空調システム」といいます。）を使用すること。

なお、この場合の非蓄熱式電気空調機器の電気方式は、交流3相3線式とし、定格電圧は、原則として200ボルトといたします。

#### 4 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

(1) ピーク時間

毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。

(2) オフピーク時間

ピーク時間以外の時間をいいます。

#### 5 料 金

各月の料金は、業務用電力または業務用電力Ⅱ型、業務用季節別時間帯別電力もしくは業務用ウィークエンド電力によって料金として算定された金額から(1)によって算定された金額（以下「蓄熱補完割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

(1) 蓄熱補完割引額

蓄熱補完割引額は、1月につき次のとおり算定いたします。

蓄熱補完割引額 = (2)の非蓄熱電力量 × (3)の割引単価

(2) 非蓄熱電力量

非蓄熱電力量は、6（計量）により計量された非蓄熱式電気空調機器のオフピーク時間における使用電力量といたします。

なお、各月における非蓄熱電力量は、業務用蓄熱調整契約5（料金）(2)の蓄熱電力量を上回らないものといたします。

(3) 割引単価

割引単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	3円30銭
------------	-------

## 6 計 量

- (1) 当社は、非蓄熱式電気空調機器のオフピーク時間における使用電力量を、その他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合、非蓄熱式電気空調機器は、専用の回路で施設していただきます。
- (2) 非蓄熱電力量の計量は、供給約款29（使用電力量等の計量）に準じて行ないます。
- (3) 供給電圧と非蓄熱電力量の計量電圧が異なる場合の取扱いは、供給約款附則4（供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）に準じて行ないます。
- (4) 非蓄熱電力量の計量は、特別の事情がない限り1計量をもって行ないます。

## 7 そ の 他

- (1) 当社は、必要に応じてお客さまから電気空調システムに関する資料を提出していただきます。
- (2) お客さまが、電気空調システムの内容の変更または取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。
- (3) この選択約款に定めのない規定については、業務用電力、業務用電力Ⅱ型、業務用季節別時間帯別電力、業務用ウィークエンド電力または業務用蓄熱調整契約に定めるところによるものといたします。

# 附 則

## 1 実 施 期 日

この選択約款は、令和元年10月1日から実施いたします。

## 2 この選択約款の実施等にもなう切替措置

この選択約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、この選択約款の実施にもなう日割計算を行ないません。

## 3 消費税法の改正にもなう経過措置

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第85号）第1条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける、令和元年9月30日以前から需給契約が継続し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（令和元年10月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が令和元年11月1日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成28年11月28日政令第358号〕第1条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成26年9月30日政令第317号〕第4条第3項で定める部分に限ります。）の算定における本則5（料金）の料金率については、本則5（料金）（3）にかかわらず、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	3 円 24 銭
-------------	----------